

八代市議会 6 月定例会議案

（令和 6 年 5 月 2 4 日招集）

目 次

- 議案第 4 7 号 令和 6 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 4 8 号 令和 6 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 4 9 号 令和 6 年度八代市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 5 0 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 2 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 3 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 4 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 5 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 6 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 7 号 八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について
- 議案第 5 8 号 八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について
- 議案第 5 9 号 八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に
ついて
- 議案第 6 0 号 八代市下水道条例の一部改正について
- 議案第 6 1 号 八代市立下岳診療所条例及び八代市予防接種健康被害調査委
員会条例の一部改正について
- 議案第 6 2 号 八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 6 3 号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について
- 議案第 6 4 号 八代市保健センター条例の一部改正について
- 議案第 6 5 号 八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改
正について
- 議案第 6 6 号 八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 6 7 号 八代市水道事業給水条例等の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月28日
八代市長 中村 博生

記

令和5年度八代市一般会計補正予算（第13号）

令和 5 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 1 3 号)

専決第4号

令和5年度八代市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度八代市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 411,806千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,403,606千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月28日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金		6,162,066	411,806	6,573,872
	2 県補助金	2,410,774	411,806	2,822,580
補正されなかった款に係る額		63,829,734	0	63,829,734
歳 入 合 計		69,991,800	411,806	70,403,606

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 農林水産業費		3,571,631	411,806	3,983,437
	1 農業費	3,071,411	411,806	3,483,217
補正されなかった款に係る額		66,420,169	0	66,420,169
歳 出 合 計		69,991,800	411,806	70,403,606

第2表 繰越明許費補正

1 追 加		(単位：千円)	
款	項	事 業 名	金 額
5 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	411,806

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,036,090	0	16,036,090
2 地方譲与税	617,000	0	617,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	38,000	0	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0	64,000
6 法人事業税交付金	211,000	0	211,000
7 地方消費税交付金	2,990,000	0	2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	28,000	0	28,000
10 地方特例交付金	112,608	0	112,608
11 地方交付税	16,360,500	0	16,360,500
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	228,404	0	228,404
14 使用料及び手数料	764,858	0	764,858
15 国庫支出金	14,730,977	0	14,730,977
16 県支出金	6,162,066	411,806	6,573,872
17 財産収入	72,434	0	72,434
18 寄附金	2,181,920	0	2,181,920
19 繰入金	1,397,294	0	1,397,294
20 繰越金	1,532,000	0	1,532,000
21 諸収入	1,014,349	0	1,014,349
22 市債	5,425,200	0	5,425,200
歳入合計	69,991,800	411,806	70,403,606

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	356,993	0	356,993	0	0	0	0
2 総務費	7,942,056	0	7,942,056	0	0	0	0
3 民生費	27,579,129	0	27,579,129	0	0	0	0
4 衛生費	4,833,733	0	4,833,733	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,571,631	411,806	3,983,437	411,806	0	0	0
6 商工費	2,975,532	0	2,975,532	0	0	0	0
7 土木費	5,355,523	0	5,355,523	0	0	0	0
8 消防費	3,138,599	0	3,138,599	0	0	0	0
9 教育費	4,648,487	0	4,648,487	0	0	0	0
10 災害復旧費	1,507,588	0	1,507,588	0	0	0	0
11 公債費	7,020,661	0	7,020,661	0	0	0	0
12 諸支出金	1,041,868	0	1,041,868	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	69,991,800	411,806	70,403,606	411,806	0	0	0

2. 歳入

(款) 16 県支出金			(項) 2 県補助金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
4 農林水産業費県補助金	893,267	411,806	1,305,073	1 農業費補助金	411,806	産地生産基盤パワーアップ事業補助金（10／10）	
計	2,410,774	411,806	2,822,580				

3. 歳出

(款) 5 農林水産業費				(項) 1 農業費			(単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	571,194	411,806	983,000	411,806	0	0	0	18 負担金補助 及び交付金	411,806	産地生産基盤パワーアップ事業
計	3,071,411	411,806	3,483,217	411,806	0	0	0			

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 28 日
八代市長 中村 博生

記

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 2 号)

専決第 5 号

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度八代市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8, 0 7 7, 2 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 2 8 日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		16,198,043	1,900	16,199,943
	1 地方交付税	16,198,043	1,900	16,199,943
補正されなかった款に係る額		51,877,257	0	51,877,257
歳 入 合 計		68,075,300	1,900	68,077,200

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,726,408	1,900	7,728,308
	1 総務管理費	6,622,423	1,900	6,624,323
補正されなかった款に係る額		60,348,892	0	60,348,892
歳 出 合 計		68,075,300	1,900	68,077,200

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,657,159	0	15,657,159
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	16,198,043	1,900	16,199,943
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	11,845,868	0	11,845,868
16 県支出金	5,586,244	0	5,586,244
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	2,232,775	0	2,232,775
19 繰入金	1,576,400	0	1,576,400
20 繰越金	1,140,000	0	1,140,000
21 諸収入	1,347,737	0	1,347,737
22 市債	6,382,000	0	6,382,000
歳入合計	68,075,300	1,900	68,077,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	367,855	0	367,855	0	0	0	0
2 総務費	7,726,408	1,900	7,728,308	0	0	0	1,900
3 民生費	26,247,933	0	26,247,933	0	0	0	0
4 衛生費	4,983,073	0	4,983,073	0	0	0	0
5 農林水産業費	2,771,835	0	2,771,835	0	0	0	0
6 商工費	2,121,501	0	2,121,501	0	0	0	0
7 土木費	5,808,051	0	5,808,051	0	0	0	0
8 消防費	3,023,314	0	3,023,314	0	0	0	0
9 教育費	5,955,425	0	5,955,425	0	0	0	0
10 災害復旧費	751,370	0	751,370	0	0	0	0
11 公債費	7,246,738	0	7,246,738	0	0	0	0
12 諸支出金	1,051,797	0	1,051,797	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	68,075,300	1,900	68,077,200	0	0	0	1,900

2. 歳入

(款) 11 地方交付税		(項) 1 地方交付税		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	16,198,043	1,900	16,199,943	1 地方交付税	1,900	
計	16,198,043	1,900	16,199,943			

3. 歳出

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費				(単位：千円)		
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	3,520,741	1,900	3,522,641	0	0	0	1,900	3 職員手当等	356	令和6年能登半島地震支援事業（職員派遣）
								8 旅費	1,362	
								10 需用費	136	
								13 使用料及び賃借料	46	
計	6,622,423	1,900	6,624,323	0	0	0	1,900			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(597) 1,009	602,412	4,143,785	2,836,568	7,582,765	1,489,348	9,072,113	
補 正 前	(597) 1,009	602,412	4,143,785	2,836,212	7,582,409	1,489,348	9,071,757	
比 較	() 0	0	0	356	356	0	356	

※ () 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後	110,559	58,265	2,925	291,179	64,767	400	1,865,847	353,160	84,140	3,476	1,850	0
	補 正 前	110,559	58,265	2,925	290,823	64,767	400	1,865,847	353,160	84,140	3,476	1,850	0
	比 較	0	0	0	356	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(58) 1,009		4,015,568	2,581,493	6,597,061	1,335,742	7,932,803	
補 正 前	(58) 1,009		4,015,568	2,581,137	6,596,705	1,335,742	7,932,447	
比 較	() 0		0	356	356	0	356	

※ () 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後	110,559	54,267	2,925	289,925	64,767	400	1,616,024	353,160	84,140	3,476	1,850	0
	補 正 前	110,559	54,267	2,925	289,569	64,767	400	1,616,024	353,160	84,140	3,476	1,850	0
	比 較	0	0	0	356	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(539) 0	602,412	128,217	255,075	985,704	153,606	1,139,310	
補 正 前	(539) 0	602,412	128,217	255,075	985,704	153,606	1,139,310	
比 較	() 0	0	0	0	0	0	0	

※ () 内はパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後		3,998		1,254			249,823					
	補 正 前		3,998		1,254			249,823					
	比 較		0		0			0					

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日
八代市長 中村 博生

記

令和 5 年度八代市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 5 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 1 4 号)

専決第 6 号

令和 5 年度 八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 4 号)

令和 5 年度八代市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 2 9 日専決

八代市長 中 村 博 生

第 1 表 歳入予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		16,360,500	△8,895	16,351,605
	1 地方交付税	16,360,500	△8,895	16,351,605
16 県支出金		6,573,872	△13,205	6,560,667
	2 県補助金	2,822,580	△13,205	2,809,375
22 市債		5,425,200	22,100	5,447,300
	1 市債	5,425,200	22,100	5,447,300
補正されなかった款に係る額		42,044,034	0	42,044,034
歳 入	合 計	70,403,606	0	70,403,606

第 2 表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 海 岸 整 備 事 業	千円 36,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。	千円 43,900	補 正 前 に 同 じ		
港 湾 整 備 事 業	226,600				227,900			
消 防 施 設 整 備 事 業	28,300				41,500			

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,036,090	0	16,036,090
2 地方譲与税	617,000	0	617,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	38,000	0	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0	64,000
6 法人事業税交付金	211,000	0	211,000
7 地方消費税交付金	2,990,000	0	2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	28,000	0	28,000
10 地方特例交付金	112,608	0	112,608
11 地方交付税	16,360,500	△8,895	16,351,605
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	228,404	0	228,404
14 使用料及び手数料	764,858	0	764,858
15 国庫支出金	14,730,977	0	14,730,977
16 県支出金	6,573,872	△13,205	6,560,667
17 財産収入	72,434	0	72,434
18 寄附金	2,181,920	0	2,181,920
19 繰入金	1,397,294	0	1,397,294
20 繰越金	1,532,000	0	1,532,000
21 諸収入	1,014,349	0	1,014,349
22 市債	5,425,200	22,100	5,447,300
歳入合計	70,403,606	0	70,403,606

2. 歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	16,360,500	△8,895	16,351,605	1 地方交付税	△8,895	
計	16,360,500	△8,895	16,351,605			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 消防費県補助金	29,759	△13,205	16,554	1 消防費補助金	△13,205	石油貯蔵施設立地対策等交付金
計	2,822,580	△13,205	2,809,375			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 土木債	1,442,900	8,900	1,451,800	2 河川債	7,600	県河川海岸事業負担金 1,300
						市内一円河川改修事業 6,300
				3 港湾債	1,300	港湾施設改修事業
7 消防債	1,015,500	13,200	1,028,700	1 消防債	13,200	消防団整備事業 13,200
計	5,425,200	22,100	5,447,300			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	47,163,882	46,384,340	4,760,100	4,166,708	46,977,732
(6) 土木	16,178,318	15,943,783	1,628,500	1,668,864	15,903,419
(7) 消防	2,315,775	2,487,132	1,030,200	258,408	3,258,924
補正されなかった 区分にかかると額	38,483,764	37,581,481	1,264,700	2,534,868	36,311,313
合 計	85,647,646	83,965,821	6,024,800	6,701,576	83,289,045

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日
八代市長 中村 博生

記

八代市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八代市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八代市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年八代市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の改正規定中「32,700円」を「30,900円」に改め、同項第2号の改正規定中「49,300円」を「48,200円」に改め、同項第3号の改正規定中「49,600円」を「49,300円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日
八代市長 中村 博生

記

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例（平成１７年八代市条例第２５６号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第１号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
第５１条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第５１条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

第７１条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第７１条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第１３９条の３第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１３９条の３第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第５条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第５条の２ 所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に

係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 3 6 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。附則第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 7 第 2 項、第 4 7 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 7 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」

とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- （ 1 ） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 4 0 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- （ 2 ） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 4 0 条第 1 項に規定する第 2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 0 条第 1 項に規定する第 3 期の納期（以下この項において「第 3 期納期」という。）及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期（以下この項において「第 4 期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の

年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る

特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、

次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴

収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第20項を削り、同条第19項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条

第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 2 項各号」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 1 5 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 1 1 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 1 2 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、1 0 0 分の 2 . 5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定
公布の日

(2) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(3) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後の八代市市税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八代市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得され

た地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた旧法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された旧法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 24 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日
八代市長 中村 博生

記

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例（平成１７年八代市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第２３条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９万５，０００円」に改め、同項第３号中「５３万５，０００円」を「５４万５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の八代市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 24 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日
八代市長 中村 博生

記

八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年
八代市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条及び附則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１
日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、特定個人情報の情報連携に係る規定の見直しが行われたことに伴い、条例の改正が必要である。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７
年八代市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

（５）特定個人番号利用事務 法第１９条第８号に規定する特定個人番号
利用事務をいう。

（６）利用特定個人情報 法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報
をいう。

第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号
利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を
「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を
「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用
特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八代市個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和６年５月２７日から適用
する。

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 24 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、証明書等の交付を行う自動交付機が利用できなくなるため、これに係る規定の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例

(八代市印鑑条例の一部改正)

第1条 八代市印鑑条例（平成17年八代市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号を次のように改める。

(7) 印鑑登録証番号

第7条第3項を削る。

第11条を削る。

第11条の2第1項中「第10条」を「前条」に改め、同条を第11条とする。

第19条から第22条までを削り、第23条を第19条とし、第24条から第27条までを4条ずつ繰り上げる。

(八代市手数料条例の一部改正)

第2条 八代市手数料条例（平成17年八代市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第20号」を「第18号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第19号を第17号とし、第20号から第144号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、第1条の規定による改正前の八代市印鑑条例の規定により交付された同条例第7条第3項に規定する印鑑登録証は、第1条の規定による改正後の八代市印鑑条例の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 24 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市ごみ問題等対策検討会からの提言を踏まえて、一般廃棄物の処理手数料の改定等を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成１７年八代市条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

2	別表第１の１の項に定める施設に搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量１０ｋｇ当たり１００円。 搬入されたごみに大型ごみがある場合は、上記金額に別表第３に掲げる手数料を加算した額
3	別表第１の１の項に定める施設に搬入できる大型ごみ	別表第３に掲げるもの	
4	樹木剪定くずであって、処理計画に定める施設に搬入できるもの	受け入れ基準に適合しているもの	重量１０ｋｇ当たり５０円

」を

「

2	別表第１の１の項に定める施設に搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量１０ｋｇ当たり１５０円。搬入されたごみに大型ごみがある場合は、上記金額に別表第３に掲げる手数料を加算した額
3	別表第１の１の項に定める施設に搬入できる大型ごみ	別表第３に掲げるもの	
4	樹木剪定くずであって、処理計画に定める施設に搬入できるもの	受け入れ基準に適合しているもの	重量１０ｋｇ当たり１００円

」に

改める。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第１０条、第１２条関係）

スプリング入りマットレス	１個当たり２，０００円
--------------	-------------

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

八代市下水道条例の一部改正について

八代市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

国における常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しに伴う下水道排水設備指定工事店の営業所における排水設備工事責任技術者の専属規制の見直し及び下水道法施行令の一部改正に伴う公共下水道からの放流水に関する排水基準の見直しを行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市下水道条例の一部を改正する条例

八代市下水道条例（平成１７年八代市条例第２２７号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第３項第２号中「住民票記載事項証明書、経歴書及び印鑑証明書」を「住民票の写し又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し及び経歴書」に改め、同項第３号中「又は商業登記簿謄本、印鑑証明書及び」を「及び登記事項証明書並びに」に改め、同項第５号中「専属する」を「第６条の４第１項の規定によりそれぞれの営業所において選任する」に、「責任技術者の」を「責任技術者の氏名及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を記載した」に改める。

第６条の３第１項第１号中「次条第１項の規定により責任技術者」を「責任技術者」に、「が１人以上専属している者である」を「を１人以上選任している」に改める。

第６条の４第１項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第１０条第１項に次の１号を加える。

- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第５号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

第１０条第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とする。

附 則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。ただし、第１０条の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

八代市立下岳診療所条例及び八代市予防接種健康被害調査委員会条例
の一部改正について

八代市立下岳診療所条例及び八代市予防接種健康被害調査委員会条例の一
部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

一般社団法人八代郡医師会の名称の変更に伴い、当該名称を整理するに当
たり、条例の改正が必要である。

八代市立下岳診療所条例及び八代市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

（八代市立下岳診療所条例の一部改正）

第1条 八代市立下岳診療所条例（平成17年八代市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第3条中「八代郡医師会」を「八代郡市医師会」に改める。

（八代市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

第2条 八代市予防接種健康被害調査委員会条例（令和2年八代市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「一般社団法人八代郡医師会」を「一般社団法人八代郡市医師会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスのうち訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるものに係る規定の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年八代市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１７０条中「施行規則第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第８条第２３項第１号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における満 4 歳以上児と満 3 歳児に係る職員配置の最低基準の見直しを行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第1項中「市町村長」を「市長」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条の見出しを「（保育所型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条の見出しを「（小規模型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第1項中「。以下この条及び次条」を「。次条」に、「（以下この条及び次条）」を「（以下この条）」に改め、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日までの間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

八代市保健センター条例の一部改正について

八代市保健センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市鏡保健センターの機能の鏡支所内への移転に伴い、同保健センターの施設等の一般利用を廃止するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市保健センター条例の一部を改正する条例

八代市保健センター条例（平成１７年八代市条例第１８７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「八代市保健センター（以下「保健センター」という。）」を「保健センター」に改める。

第３条第２号中「附属設備（以下「施設等」という。）」を「附属設備」に改める。

第４条第１項中「施設等」を「別表第２に掲げる施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第６条第１項中「第４条第２項の規定により施設等の利用の許可を受けた者」を「利用者」に改め、同条第２項中「附属設備」を「施設等のうち附属設備」に改める。

第１０条中「利用者」を「保健センターを利用する者」に、「施設等」を「保健センターの施設及び附属設備」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条、第６条関係）

八代市保健センター

区分	９時から１２時まで	１３時から１７時まで	９時から１７時まで
集団検診室（大）	８４０円	１，１７０円	１，８１０円
集団検診室（小）	４１０円	６３０円	８４０円
会議室	６３０円	８４０円	１，２７０円
栄養指導室	７４０円	９５０円	１，４８０円
保健指導室（和室）	７４０円	９５０円	１，４８０円
保健指導室（大）	５２０円	７４０円	１，０５０円
保健指導室（小）	４１０円	６３０円	８４０円

附 則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

地方自治法の一部改正を受けて、企業職員であるパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年八代市条例第２６０号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

八代市簡易水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

坂本町葉木地区の一部を給水区域とする藤本配水区及び大門配水区の統廃合に伴い、条例の改正が必要である。

八代市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

八代市簡易水道事業給水条例（平成１７年八代市条例第２６５号）の一部を次のように改正する。

別表第１　２　坂本町の区域の表１３の項を次のように改める。

１３	大門配水区	坂本町葉木地区の一部	藤本、大門
----	-------	------------	-------

別表第１　２　坂本町の区域の表中１４の項を削り、１５の項を１４の項とし、１６の項から１９の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市水道事業給水条例等の一部改正について

八代市水道事業給水条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための水道法の一部改正による水道整備・管理行政の所管省の移管並びに水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに伴う規定の整理等を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(八代市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 八代市水道事業給水条例（平成17年八代市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第37条第2項ただし書中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第44条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業し、又は」を「又は」に、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に、「課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「による専門学校」を「による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「）、5年以上水道」を「。次号において同じ。）、5年以上水道等」に、「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に、「もの」を「もの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「課程若しくは学科目」を「課程」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」を「による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「水道」を「水道等」

に、「者」を「者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- （６）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４４条第３号の次に次の１号を加える。

- （４）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４４条に次の１号を加える。

- （１１）建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４５条第１号を次のように改める。

- （１）前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４５条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「土木工学以外の工学」を「工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「及び第５号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の２号を加える。

- （７）技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、１年以上水道に関する技術上の実務に従事

した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(八代市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 八代市簡易水道事業給水条例（平成17年八代市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第34条第2項ただし書中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第36条の3第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業し、又は」を「又は」に、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「1年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に、「課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「課程」に、「1年6月」を「2年」に改め、同条第3号中「による専門学校」を「による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「）、2年6月」を「。次号において同じ。）、2年6月」に改め、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「課程若しくは学科目」を「課程」に、「最低経験年数」を「水道の最低経験年数の2分の1」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「6月」を「1年」に、「あつては1年」を「あつては1年6月」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」を「による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第36条の3第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第36条の3に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格し

た者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第36条の4第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第36条の4第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学」を「工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を「者」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を「者」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「最低経験年数」を「最低経験年数の2分の1」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第40条第1号中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

（八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成 31 年八代市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 1 条の規定による改正後の八代市水道事業給水条例第 44 条第 8 号の規定及び第 2 条の規定による改正後の」を「八代市水道事業給水条例第 44 条第 10 号及び第 45 条第 7 号並びに」に、「第 36 条の 3 第 8 号」を「第 36 条の 3 第 10 号及び第 36 条の 4 第 7 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中八代市水道事業給水条例第 44 条の改正規定及び同条例第 45 条の改正規定（同条第 6 号の改正規定を除く。）、第 2 条中八代市簡易水道事業給水条例第 36 条の 3 の改正規定及び同条例第 36 条の 4 の改正規定（同条第 6 号の改正規定を除く。）並びに第 3 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の八代市水道事業給水条例第 45 条第 6 号に規定する講習又は第 2 条の規定による改正前の八代市簡易水道事業給水条例第 36 条の 4 第 6 号に規定する講習を修了している者については、第 1 条の規定による改正後の八代市水道事業給水条例第 45 条第 6 号に規定する者又は第 2 条の規定による改正後の八代市簡易水道事業給水条例第 36 条の 4 第 6 号に規定する者とみなす。

